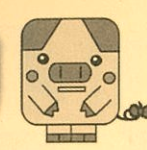


平成29年分 申告相談スケジュール



会場、日程、時間は以下のとおりです。いずれの会場も 市内全地区の人が対象です。

事前申告 (還付申告のみの受付) 例：医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除や扶養控除の追加など確定申告をすれば、所得税が戻ってくる人	2月7日(水)、8日(木) 会場：やわらぎホール(能登川支所隣) 開設時間 9:30~15:30 (12:00~13:00は除く。) ※混雑の状況により、受付終了時刻を繰り上げることがありますので、ご了承ください。(毎年、初日が混雑し、2日目は空きのある状況です。)
	2月13日(火)、14日(水) 会場：八日市文化芸術会館 開設時間 9:30~15:30 (12:00~13:00は除く。) ※混雑の状況により、受付終了時刻を繰り上げることがありますので、ご了承ください。

【確定申告・住民税申告受付期間：2/16(金)～3/15(木)】 ※土日は受付しておりません。

会場	八日市文化芸術会館	支所および出張所	
開設時間	9:30～16:00 (12:00～13:00は除く。)	9:00～16:00 (12:00～13:00は除く。)	
	※混雑の状況により、受付終了時刻を繰り上げることがありますので、ご了承ください。		
2月 16日(金) 19日(月) 20日(火) 21日(水) 22日(木) 23日(金) 26日(月) 27日(火) 28日(水) 3月 1日(木) 2日(金) 5日(月) 6日(火) 7日(水) 8日(木) 9日(金) 12日(月) 13日(火) 14日(水) 15日(木)	所得税の確定申告・住民税の申告 <事業所得・不動産所得についての相談は> 税理士による「地区相談会場」を併設します。ぜひご利用ください。 ●2月16日(金)～28日(水) 9:30～15:30 ※青色申告の受付は2月23日(金)までですのでご注意ください。 主催：近江八幡税務署、(公社)近江八幡納税協会 <税務署の受付印が必要な人は> ●2月16日(金)～28日(水)の税務署の出張申告期間をご利用ください。 この期間以外は、東近江市の申告会場では税務署の受付印を押すことができません。 受付印が必要な人は、近江八幡税務署へ直接ご提出をお願いします。 <譲渡所得(土地、建物、株式)や青色申告に関する申告について> ●東近江市の申告会場では申告受付ができません。 近江八幡税務署で申告してください。(詳しくは裏面下部をご覧ください。) <下記日程において開設時間を延長します> ●3月9日(金)、12日(月) 開設時間 16:00～19:00 会場 八日市文化芸術会館	支所会場は住民税の申告のみとなります。 なお、諸事情により八日市文化芸術会館へ行くことができない人については、確定申告を受け付けております。	
		湖東支所 TEL: 0749-45-3703 IP: 050-5801-3703	愛東支所 TEL: 0749-46-2261 IP: 050-5801-2261
		五個荘支所 TEL: 0748-48-7310 IP: 050-5801-7310	蒲生支所 TEL: 0748-55-4884 IP: 050-5801-4884
		能登川コミュニティセンター (問合せ先 能登川支所) TEL: 0748-42-9912 IP: 050-5801-9912	永源寺支所 TEL: 0748-27-2183 IP: 050-5801-2183

農業収支内訳書・医療費控除の明細書は事前に作成して会場にお越しください。

<農家のみなさんへ>

農業所得は収支内訳書による自主申告となっています。昨年の申告資料等を参考に収支内訳書を必ず事前に作成してください。東近江市のホームページに「農業収支計算ソフト」を掲載していますので、ご利用ください。(http://www.city.higashiomi.shiga.jp)

<医療費控除を受けられる人へ>

平成29年1月1日から12月31日までの間に支払った医療費の明細書を人別、医療機関別にまとめた『医療費控除の明細書』の作成が必要です。国民健康保険加入の人で、高額療養費の申請をされる人は、医療費控除を受ける前に必ず申請をしてください。

※申告の内容や申告の種類、必要な書類などは裏面をご確認ください。

確定申告書は、ご自宅等のパソコンでの作成が便利です!!

タブレット端末等でも作成することができます。



タブレット端末等からは、パソコンで利用可能なe-Taxでの送信など一部機能がご利用できませんので、申告に当たっては、申告書を印刷して郵送等により提出する必要があります。

コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して、申告書を印刷することができます。(郵送等で提出)

◆申告書作成から提出までの流れ

①「作成コーナー」へアクセス
ご自宅のパソコンから「作成コーナー」で検索

②申告書を作成
画面の案内に従って金額等を入力し、申告書を作成

③申告書を提出
▶書面提出の場合
印刷して郵送等で提出
▶e-Taxの場合
事前準備が必要です。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

作成コーナー 検索

<市役所本庁・各支所に申告書提出用ポストを設置します>
 作成した申告書は、税務署へ郵送または市役所本庁・各支所備え付けの申告書提出用ポストに投函してください。
 <提出用ポスト設置期間> 2月7日(水)～3月15日(木)
 <設置場所> (本庁) 平日 8:30～17:15 市民税課前
 土・日・祝日・夜間 当直室
 (各支所) 平日のみ 8:30～17:15



確定申告に関するお問合せ 近江八幡税務署 電話：0748-33-3141 (代表)

住民税の申告に関するお問合せ 東近江市税務部市民税課 電話：0748-24-5604 (直通) IP電話：050-5801-5604